

平成 22 年 3 月 18 日
全 国 知 事 会
男女共同参画特別委員会

「男女共同参画基本計画(第 2 次)の改定に向けた現状等」 に関する調査結果概要 ～国への提案・要望編～

○ 調 査 目 的 男女共同参画特別委員会における「国の男女共同参画基本計画(第 2 次)の改定に対する都道府県意見の反映」についての協議への活用。

○ 調 査 内 容 男女共同参画会議 基本問題・計画専門調査会で議論されていた別紙「重点事項(案)」「具体的な取組」を提示し、下記について意見集約を行った。

- ・重点項目のなかで都道府県の意見を反映させるべきと考える項目【5 項目】
- ・選択された「重点項目」を推進するため実施している施策【3 項目】
- ・上記施策の「取組と現状」「問題点」「国への提案要望」
- ・好事例
- ・新たに追加すべき項目

○ 調 査 期 日 平成 22 年 1 月 19 日

○ 調 査 対 象 47 都道府県(回答率 100%)

○ 本調査結果は、回答のうち「国への提案・要望」に関するものについて、重点事項(案)ごとに事務局において整理したものです。

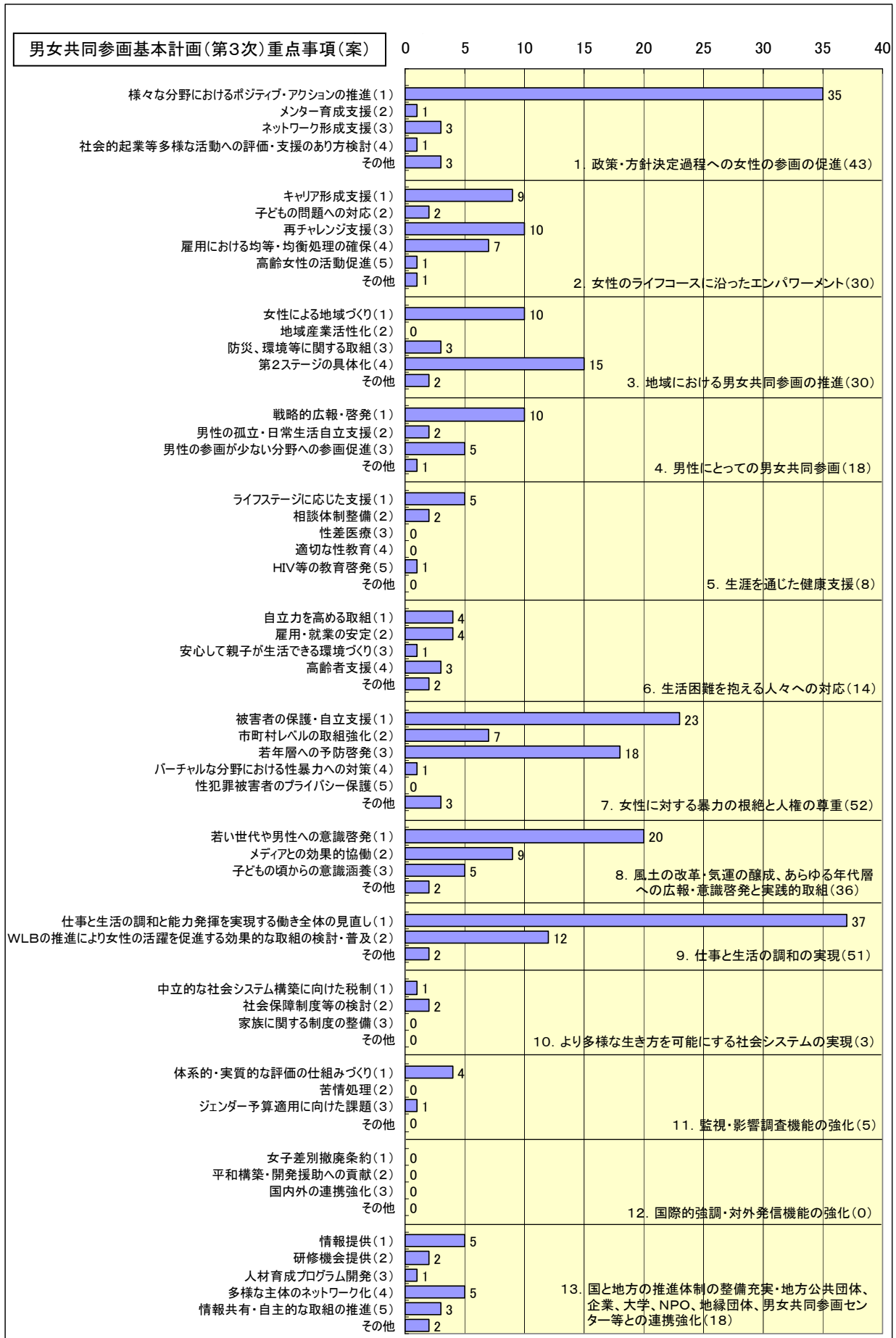
※記述部分については、都道府県にかかわらず「県」と表記しています。

男女共同参画基本計画(第3次)重点事項(案)

男女共同参画基本計画(第3次)重点事項(案)	
1	政策・方針決定過程への女性の参画の促進 具体的な取組 (1) 様々な分野におけるポジティブ・アクションの推進 (2) メンター育成支援 (3) ネットワーク形成支援 (4) 社会的起業等多様な活動への評価・支援のあり方検討
2	女性のライフコースに沿ったエンパワーメント 具体的な取組 (1) キャリア形成支援 (2) 子どもの問題への対応 (3) 再チャレンジ支援 (4) 雇用における均等・均衡処遇の確保 (5) 高齢女性の活動促進
3	地域における男女共同参画の推進 具体的な取組 (1) 女性による地域づくり (2) 地域産業活性化 (3) 防災、環境等に関する取組 (4) 第2ステージの具体化
4	男性にとっての男女共同参画 具体的な取組 (1) 戦略的広報・啓発 (2) 男性の孤立・日常生活自立支援 (3) 男性の参画が少ない分野への参画促進
5	生涯を通じた健康支援 具体的な取組 (1) ライフステージに応じた支援 (2) 相談体制整備 (3) 性差医療 (4) 適切な性教育 (5) HIV等の教育啓発
6	生活困難を抱える人々への対応 具体的な取組 (1) 自立力を高める取組 (2) 雇用・就業の安定 (3) 安心して親子が生活できる環境づくり (4) 高齢者支援
7	女性に対する暴力の根絶と人権の尊重 具体的な取組 (1) 被害者の保護・自立支援 (2) 市町村レベルの取組強化 (3) 若年層への予防啓発 (4) バーチャルな分野における性暴力への対策 (5) 性犯罪被害者のプライバシー保護
8	風土の改革・気運の醸成、あらゆる年代層への広報・意識啓発と実践的取組 具体的な取組 (1) 若い世代や男性への意識啓発 (2) メディアとの効果的協働 (3) 子どもの頃からの意識の涵養
9	仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現 具体的な取組 (1) 仕事と生活の調和と能力発揮を実現する働き方全体の見直し (2) WLBの推進により女性の活躍を促進する効果的な取組の検討・普及
10	より多様な生き方を可能にする社会システムの実現 具体的な取組 (1) 中立的な社会システム構築に向けた税制 (2) 社会保障制度等の検討 (3) 家族に関する制度の整備
11	監視・影響調査機能の強化 具体的な取組 (1) 体系的・実質的な評価の仕組みづくり (2) 苦情処理 (3) ジェンダー予算適用に向けた課題
12	国際的協調・対外発信機能の強化 具体的な取組 (1) 女子差別撤廃条約 (2) 平和構築・開発援助への貢献 (3) 国内外の連携強化
13	国と地方の推進体制の整備充実・地方公共団体、企業、大学、NPO、地縁団体、男女共同参画センター等との連携強化 具体的な取組 (1) 情報提供 (2) 研修機会提供 (3) 人材育成プログラム開発 (4) 多様な主体のネットワーク化 (5) 情報共有・自主的な取組の推進

※男女共同参画会議第 47 回基本問題・計画専門調査会(2009.8.27)

都道府県の意見を反映させるべきと考える項目回答数



1. 政策方針決定過程への女性の参画の促進【27県】

【主な意見】

1. 法律又は政令により地方公共団体に置かなければならない審議会等における職務指定の緩和と女性の参画促進（13県）

- 男女共同参画基本計画(第2次)においては、「職務指定委員に係る法令上の規定について、男女共同参画会議監視・影響調査専門会において検討を進め、必要な見直しを行う」と記載されているが、新たな計画ではいつまでに見直しをするのか具体的に計画に明記すること。
- 法令等による職務指定がある審議会への女性の登用は、指定された職につく女性が少ないことから登用の促進が困難であるため、法令による職務指定のある審議会の規定の見直しを積極的に行う必要がある。
- 法令等により設置される審議会については、所管省庁から各自治体担当部局に対し、積極的に女性登用を行うよう指導する等の取り組みが必要である。
- 政策・方針決定過程において、様々な機関で女性の参画が進むよう、クォータ制等の手段の活用を検討されたい。
- 法令などによって地方自治体に設置を義務づけている審議会等について、職務指定の廃止を行うこと。
- 男女共同参画基本計画を改定するにあたっては、女子差別撤廃委員会の最終見解のうち、「2 主要関心事項及び勧告」の 21 項目を課題として、改善すべき部分を施策につなげるよう位置づけるべきと考える。特に、雇用及び政治的・公的活動への参画を促進する施策（暫定的特別措置）を、国として打ち出すこと。
- 政治、経済、社会、文化などあらゆる分野において女性登用がさらに進むよう積極的改善措置の奨励、指導などの支援を行うこと。

2. ポジティブ・アクションに取り組む企業への優遇措置制度の拡充(5県)

- ポジティブ・アクションを進める事業者にとってインセンティブとなる優遇措置等をぜひ検討すること。
- 中小企業においても、意欲と能力がある女性を積極的に登用するなど、ポジティブアクションを講じることができるよう、男女雇用機会均等法規定を改正するなど、積極的な制度整備が必要。
- 働きかけの対象を拡大する一方、企業にとってもポジティブ・アクションに取り組む

メリットがあることを強調し、様々な媒体等を通じて企業の意識啓発を一層進めていく必要がある。

○意欲のある女性が積極的に能力を発揮できるように、国においても、ロールモデルとなる事例の紹介や企業への柔軟な勤務態勢の推進、行動計画の着実な実施、能力開発や研修機会の充実など環境整備に関する情報の提供に努めるとともに、中小企業のポジティブ・アクションの取組を進めるための施策展開が必要。

【国への提案】

(1) 法律又は政令により地方公共団体に置かなければならない審議会等における職務指定の緩和と女性の参画促進

法令等により設置が義務づけられている審議会等には、委員が職務指定されている会議が多くあるが、指定されている職に就任している女性は少なく、また知事が指名できる範囲も狭いため、都道府県の裁量で女性を登用できる範囲が限られている。

そのため、都道府県防災会議における女性委員の割合は全国平均で3.2%、都道府県交通安全対策会議では7.2%（内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況(平成21年度)」）となるなど、現実に女性の登用が進まない審議会等があることから、国においては、法令等に定める職務指定の緩和や弾力的運用等委員資格要件の緩和、法改正も含めた都道府県知事や市町村長の裁量権の拡大を図ること。

また、現基本計画で定める「2020年30%」の目標値を達成するため、社会のあらゆる分野において女性の参画が進むよう、女性委員の人数枠を、制度として割り当てるクォータ制の導入を図るなど強力な施策を講じること。

(2) ポジティブ・アクションに取り組む企業への優遇措置制度の拡充

民間企業の部長相当職に占める女性の割合は4.9%、課長相当職は7.2%、係長相当職は13.8%（平成21年賃金構造基本統計調査）と、いずれも極めて低い状況にある。

都道府県では、ポジティブ・アクションをはじめ職場における男女共同参画の推進に取り組んでいる企業に対し、公契約における入札参加資格審査時の加点制度や融資金利優遇措置等を行っている例があるが、いずれも地方自治体単位の取組にとどまっており、その効果は限られている。

内閣府では、事業の入札における総合評価において、女性の雇用率、労働時間短縮等を評点要素に加える取組を始めようとしているが、同様の取組を各省庁にも拡大する等、ポジティブ・アクションの推進について、より具体的な施策を計画に明記すること。

2. 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現【30県】

【主な意見】

1. 仕事と家庭の両立支援に取り組む企業への優遇措置と各種支援制度の拡充(16県)

- 企業の積極的な取組を促進するための支援策の拡充と普及啓発の強化が必要であり、企業に対する様々な優遇措置を実施すること。特に中小企業向けの支援施策を充実させるべき。
- 国においても、公共事業の発注を含め、より多くの企業が対象となるインセンティブの導入を進めるとともに、積極的に働きやすい職場づくりに取り組んでいる企業に対しては、税金を減税するなど積極的な優遇措置を行うこと。
- 企業に対する育児休業・介護休業、再雇用の制度に関する整備の徹底と、育児休業制度を必ず取得できる強制力のある法律の制定や取得者や企業への助成金の実施など、より積極的な対策を図ること。
- 一般事業主行動計画の策定、届出、実行及び次世代育成支援対策推進企業の認定企業の拡大を図るためにも、認定企業等に対する助成を充実させるなど、認定等に伴う支援策の充実を図るべき。
- 事業所内保育施設の設置促進に向け、面積基準や定員要件、保育従事職員の資格基準の改正を行うなど、事業主が取り組みやすい事業所内保育施設の設置基準とすることや、事業主のみならず、保育サービス事業者や貸しビル事業者等を設置主体として認めるなど、事業者の様々な創意工夫が可能となる制度に改善すること。
- 長時間労働と不安定雇用という社会の中で、「少子化対策」や「子育て支援」の枠を超えた総合的な施策が必要であり、促進する企業・組織を社会的に育てるためには、個々の企業の支援だけでなく、経済団体を取り込んだ支援が必要。

2. 女性の再チャレンジ等支援と雇用における均等処遇の確保(16県)

- 女性のニーズに応じた情報提供、能力開発の支援を進めるとともに、各自治体の相談窓口と関係機関(ハローワーク、経済団体等)との緊密な連携・強化を図り、再就職や起業等についての総合的な支援体制を構築すること。
- 国の男女共同参画基本計画(第2次)の重点事項として、女性のチャレンジ支援が追加されたが、第3次計画においても、引き続き女性のチャレンジを支援するとともに、チャレンジ基金を設けるなどの財政の集中的支援が必要。
- マザーズサロン等で実施されている再就職支援のためのセミナー等について、地方公共団体の男女共同参画センター等を含めたより多くの場所で実施できるよう計画すること。

- 経済不況による雇用環境が厳しい中、女性の労働力率のM字カーブの傾向も改善されていない状況にあり、今後も女性の参画を進めるためには、女性の上へのチャレンジ、横へのチャレンジ、再チャレンジに対する一層の支援が必要である。
- 一般的に就業が困難な中高年代の女性の就労支援の強化が求められる。また、チャレンジモデルの紹介等女性のチャレンジの意義を広く周知する啓発の強化が必要。
- 非正規労働者の処遇改善については、労働者派遣法や雇用保険法の改正に加え、所定労働時間が通常の労働者と同じでも、労働条件が通常の労働者と区分される、いわゆる「フルタイムパート」について、賃金、教育訓練、福利厚生等について、通常の労働者との均衡を考慮した処遇を事業主に求めるための法令を整備すること。
- 男女の賃金格差や非正規雇用の処遇改善など雇用の場における男女の均等取扱いが推進されるよう、労働者派遣法、雇用保険法の改正、また同一労働同一賃金に向けた取組みなども検討すること。特に従業員の少ない中小企業において具体的な形につながるよう取り組むこと。
- 不利益取扱い事案への適切な対処及び法違反の未然防止のための周知徹底など企業に対する働きかけを強化すること。

3. あらゆる人に向けた啓発の実施（8県）

- ワーク・ライフ・バランスは全ての人に関わること。働き方の見直しや職場環境に関わる取り上げ方だけでなく、誰もが豊かな人生を送るためのものという観点から、個人、家族、地域にとってのワーク・ライフ・バランスの推進についても理解が進むような普及啓発を実施すること。
- 職場へのアプローチだけではなく、教育による若い世代へのアプローチと、地域に暮らす高齢者や専業主婦等へのアプローチも必要。
- 仕事と生活の調和の実現は、男女共同参画社会づくりのための重要なポイントと考えるが、主に都市部のサラリーマンや企業に対する啓発が中心であるように感じられる。農山漁村におけるワーク・ライフ・バランスの推進についてもその具体的な推進策を明示すること。
- ワーク・ライフ・バランスの推進については、環境整備は最優先で取組まなければならないが、個人が限られた時間の中でいかに能力を発揮できるか、いかに時間を有効に使い、内在する可能性を開花させるかという意識づけや動機付けも不可欠であると考え。また、労働者や家族に対しても、両立支援の意義や制度を伝え、自分自身の問題として考え、実践に移す契機となるような普及啓発が必要。

【国への提案】

(1) 仕事と家庭の両立支援に取り組む企業への優遇措置と各種支援制度の拡充

都道府県では、仕事と家庭が両立できる職場環境づくりに取り組む企業等を認証し、企業名や取組を紹介するなど、企業の取組を支援している例がある。

国においても、法定を上回る育児休業・介護休業等の制度整備、あるいは取得促進に向けた職場環境づくり、また、多様な働き方を可能とする制度の導入などに積極的に取り組んでいる企業に対し、その取組にかかる費用を企業の課税所得から差し引く等の優遇措置を実施すること。

(2) 女性の再チャレンジ等支援と雇用における均等処遇の確保

女性の再就業、起業などについて、就業支援関係機関等との緊密な連携をベースに、相談から訓練、就業までのワンストップ相談窓口の充実など総合的な支援体制の構築を図ること。

また、育児休業・妊娠・出産等を理由とした不利益取扱いに対する全国の相談件数が増加していることを踏まえ、不利益的取扱い事案に対し「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」に基づく対応を徹底するとともに、女性や若者層で増大している非正規雇用者について、正規雇用者との均等処遇を考慮した制度整備を図ること。

(3) あらゆる人に向けた啓発の実施

普及啓発にあたっては、働き方の見直しや職場環境に関わる取り上げ方だけでなく、ワーク・ライフ・バランスは、誰もが豊かな人生を送るために必要であるという観点にも重点を置き、あらゆる世代や立場の人にも理解が進む啓発や推進策を講じること。

3. 女性に対する暴力の根絶【26県】

【主な意見】

1. DV被害者等の行政手続き等の安全確保と公的保証制度の構築(3県)

- 被害者の自立に極めて重要な住宅の確保の支援策として、保護命令や一時保護等を受けた被害者に対し適切な保証が受けられるよう、被害者に対する全国的な公的保証制度の創設等、支援策を検討すること。
- 健康保険や児童手当のような福祉関係だけでなく、出生届やパスポートなどすべての行政手続き、また民間企業の行う金融（口座やクレジット）や私立の教育などあらゆる手続において、DV被害者および同伴児の保護等の観点から運用されるような仕組みをつくっていくことが必要。
- 被害者の緊急時における安全の確保や住宅確保及び就労等の自立支援、民間団体への支援など、被害者の立場に立った施策を展開することが必要であり、関係省庁が連携の上、施策の充実を図られたい。

2. 市区町村が設置する配偶者暴力相談支援センターへの支援(9県)

- 平成19年の法改正により、配偶者暴力相談支援センター機能を果たすことが市区町村の努力義務となったことから、市区町村が配偶者暴力相談支援センターとして一時保護を行う場合に、婦人相談所と同様に配偶者暴力防止法第3条第4項の一時保護の対象とし、婦人相談所以外の配偶者暴力相談支援センターについても、婦人相談所と同様に国の補助対象とするなど、区市町村支援を強化すること。
- 一定規模以上の市町村においても婦人相談所が設置できるよう、売春防止法を見直し、都道府県のみ婦人相談所必置規定を見直すこと。
- 売春防止法の見直しと婦人相談員強化事業による町村への財政的措置など、市町村に対する財政的支援策を講じること。
- 市町村のDV計画策定及び配偶者暴力相談支援センターの運営等に対する特別交付税措置の継続とともに、市町村の先進事例を収集・提供すること。
- 計画策定と併せて配偶者暴力相談支援センターの設置は努力義務となっているため、市町の施策の優先順位が下がってしまう傾向がある。まずは、DV防止法に定めている市町基本計画策定の努力義務について、義務化を前提とした法改正を進めること。
- 地域で生活していく被害者にとって、市町村の果たす役割は非常に大きいことから、被害者支援に対する市町村の責務の強化を図ることが重要。

3. 民間団体が行うDV被害者支援活動に対する全国的な支援制度の創設（8県）

- 被害者に対するきめ細やかな支援を図るため、民間シェルターの運営費に対する支援制度を創設すること。
- 地方自治体が行う民間団体に対する財政的援助については特別交付税の算定基準に盛り込まれるなどの支援措置が講じられているが、さらに民間団体が活動しやすくなるような団体支援制度の創設など直接的な支援が必要。
- DV被害者の保護や自立に向けては、DVの特性を理解した支援者（人材）を育成する必要がある、支援者を養成するための基礎的な養成カリキュラムの充実並びに養成団体の情報の共有強化が求められる。
- DV被害者支援には、継続支援のできる拠点や人的ネットワークなど、広域的な取組が必要であることから、行政だけの取組には限界があり民間支援団体によることが適切である。そのため全国的に適用される民間団体支援制度が必要である。

4. 加害者対策の推進（6県）

- 加害者の元に止まるDV被害者が少なくない現状を踏まえ、国として、加害者本人の動機付けから更生に至るまでの仕組みづくり等、矯正機関での更生プログラムの実施等を含めた加害者更正のあり方全般についての研究を進めること。
- 加害者に関する研究を引き続き進め、標準的な対策や心理教育プログラムを示すとともに、加害者更正プログラムの受講を義務づけるなど、加害者更生のための効果的な指導方法を確立すること。
- 配偶者暴力の防止と被害者の保護の観点から、必要な法整備も含めた実効性ある加害者対策を検討されるとともに、加害者更正施策の推進と地方自治体に対する支援策を講じること。

5. 若年層へのデートDV予防啓発・教育の推進（13県）

- 若年者層への啓発普及が重要と考えているが、DV担当課から教育学校現場等への直接的な啓発推進には難しい面が多く、文部科学省との連携強化が必要。
- 被害者・加害者の予防はもとより、その子どもへの世代間連鎖も防止するため、DV教育を国の基本計画や中学・高等学校の指導要領に明記し、予防教育を徹底すること。
- 学校等においてデートDVを含めたDV予防啓発・教育を積極的に実施するためには、その実施方法や資材・プログラム内容などの統一を図るとともに、文部科学省から学校や教育委員会等への通達や資材の配付、教職員や職務関係者等に対する研修の実施等、文部科学省の積極的な関与が必要である。
- 現在、各県で実施されているDV予防啓発事業のうち、若年層への効果的なアプロー

チの方法を国として情報提供するとともに、他省庁(文部科学省)との実施体制等についての具体的な検討・調整を行うこと。

○国のDV施策に関する基本的な方針に記述があるように、学校において人権教育として取り上げてもらうためには、文部科学省における位置づけが必要と考える。また、DV予防のためには、発達の段階を踏まえた早期からの教育が必要であることから、小学校や中学校においても人権教育として取り上げる必要がある。

【国への提案】

(1) DV被害者等の行政手続き等の安全確保と公的保証制度の構築

DV被害者及び同伴児の国民健康保険や児童手当の手続きについては、婦人相談所等が発行する証明書により運用が図られている。

しかし、所在の発覚を恐れて、他の行政手続きを躊躇する事例も見受けられるため、DV被害者及び同伴児の保護等の観点からあらゆる行政手続き等においても、当該証明書により手続きを可能とするなど、全国共通の仕組みを創設すること。

また、住宅の確保や就業の促進はDV被害者の自立に極めて重要であることから、身元保証人や連帯保証人を公的に確保できる保証制度を構築すること。

(2) 市区町村が設置する配偶者暴力相談支援センターへの支援

市区町村が設置する配偶者暴力相談支援センターにおいて一時保護等を行う場合、婦人相談所と同等の機能を果たしていることから、支援面で同等の扱いがなされるような見直しを行うこと。

(3) 民間団体が行うDV被害者支援活動に対する全国的な支援制度の創設

配偶者からの暴力事案認知件数が急増する等、被害者支援の必要性は年々高まっているが、地域におけるきめ細かな対応といった面から、民間団体の活動によるところも大きい。

国においては、被害者を一時的に保護するシェルターをはじめ被害者支援活動を行う民間団体をDV対策の担い手として位置づけ、支援制度を創設すること。

(4) 加害者対策の推進

女性に対する暴力を根絶する取組の一つとして、再発防止の観点から加害者への対策が重要である。

国においては、加害者更正プログラムを作成し、その効果を検証するなど、実効性ある加害者対策の検討を進めること。

(5) 若年層へのデートDV予防啓発・教育の推進

恋人同士の間で起こる暴力、いわゆる「デートDV」による問題に対応するため、都道府県においては、外部講師による高等学校出前講座や教員・保護者向けの研修を実施している事例がある。

国においては、デートDVが存在し、課題となっていることを計画に明確に位置づけるとともに、若年層向けの啓発資材を開発し、積極的に学習機会を設けるなど、文部科学省等と連携し予防啓発・教育を徹底すること。

4. 学校教育における男女共同参画の推進【22県】

【主な意見】

1. 男女共同参画の教育課程への明確な位置づけ（5県）

- 地方においては、性別役割分担意識が未だに根強く残っていることから、意識改革を図るための啓発活動が重要であると考えられる。特に、学校教育の場での男女平等や男女共同参画に関する教育の効果は大きいと考えられるため、学校教育におけるジェンダーにとらわれない男女平等教育を推進すること。
- 子どもの頃から男女共同参画を理解し、身の回りにある制度や慣習などを考えることは、将来に向けての男女共同参画社会の形成に効果的であると思われるため、国として積極的な対応が必要。
- 文部科学省から各教育委員会に対し「男女共同参画部局との連携・協力を図り、男女平等を推進する教育を充実すること」を通知するとともに、発達段階に応じたわかりやすい学習教材の作成・配布を検討し、学校における教育・学習が一層充実するよう対策を講じること。
- 男女共同参画社会の実現には、教育・学習の果たす役割は極めて重要であることから、文部科学省との連携強化により、教育関係者の男女共同参画への正しい理解の深化と男女平等教育の充実を図ること。

2. 小中高校生段階におけるキャリア教育の充実（4県）

- 男女共同参画やキャリア教育の内容を教科書に盛り込むなど、将来の日本を支える子どもたちのために、より充実した意識啓発を行うこと。
- 男女共同参画意識の醸成、自立意識やキャリア形成に向けた学習支援など、子どもの発達段階に応じた教育学習を推進するとともに、教育関係者への理解促進が図られるよう、文部科学省との連携による取組を実施すること。
- これまで女性の進出が少なかった理工系分野への女性の進出を促進するため、「理工系進路選択支援」の取組を強化すること。

【国への提案】

(1) 男女共同参画の教育課程への明確な位置づけ

男女共同参画意識や自立意識の醸成には、子どもの発達段階に応じた学習が重要である。

男女共同参画の教育を定着・充実させるために、文部科学省と連携し、良質な学習教材を作成するとともに、教育課程への位置づけを明確にすること。

また、教育に携わる者が、男女共同参画の理念を正しく理解し、男女共同参画意識を高めることができるよう、教員に対する研修の充実を図ること。

(2) 小中高校生段階におけるキャリア教育の充実

男子向け・女子向けとされる職種にとらわれることなく、社会の変化に対応し、主体的に進路を選択・決定できる能力や勤労観・職業観を身につけ、自立した社会の担い手として育つよう、子どもの発達段階に応じたキャリア教育の更なる充実を図ること。

また、女性の参画が進んでいない理工系分野への女性の進出を促進するため、企業等とも連携し、様々な職種で活躍しているロールモデルの提示やメディア等を活用した戦略的な広報・普及啓発を行うなど理工系進路選択支援の取組を強化すること。

5. 効果的・戦略的な意識啓発の実施【26県】

【主な意見】

1. 意識の浸透を図るための戦略的な普及啓発の実施（10県）

- 都道府県レベルの広報では効果的な広報が充分でないため、国において男女共同参画週間にNHKや民放各社のメディアを利用して集中的にキャンペーンを実施したり、育児・介護休業法の改正、子ども手当の実施、ワーク・ライフ・バランスの推進等社会情勢の変化に関わるテーマと男女共同参画を絡めた広報を、県・市町村・関係団体等と連携して実施すること。
- メディアによる露出は、あらゆる年代層への意識啓発で有効と思われるため、TVCMや新聞広告など、マスメディアを活用した大規模な広報啓発全国的な取組、戦略的な広報、普及啓発が必要。
- 男女共同参画が実現していないことに起因する様々な社会的(不具合)事象を明らかにし、検証した上で、男女共同参画の重要性を訴えるなど、国民の理解が得られ、実際の行動につながるような説得力のある啓発を国として行うべき。また、ライフステージごとの課題を明らかにしつつ、啓発するなど、当該年代の国民にとって自分の問題と理解していただけるよう、その方策を勘案し、効果的な啓発ができる戦略を打ち出すべき。
- ワーク・ライフ・バランスの推進には、経営者の意識を変えることや企業全体で取組むことが大きな一歩となるため、企業にとってメリットがあると分かるような周知・啓発が必要である。国民への認知度・理解度の向上を図るため、多様なメディアにより全国的・戦略的な広報、普及啓発を実施すること。
- 「女性に対する暴力をなくす運動」期間等に若年者をターゲットにマスメディアを活用した積極的な広報・啓発を実施すること。
- 雇用の場における男女共同参画には企業の理解と協力が不可欠であることから、マスメディアの活用やトップ会談等による企業への働きかけを。
- 自治体単位での親や企業に対する意識啓発は効率的でなく、国のメディア等を活用した戦略的な広報・普及啓発によることが効果的である。

2. 男性に向けた意識啓発の促進（13県）

- 依然として人々の意識や行動、社会慣習・慣行の中に根強く残っている「男は仕事、女は家庭」という男女の役割に対する固定的な考え方を改革するため、若い世代や男性を対象とした効果的な広報・啓発モデル事業の実施。
- 男性や、若者向けの意識改革に繋がる取組や好事例の紹介等の支援が必要。

- 女性の参画拡大に向けては、男性の意識改革が極めて重要であり、広い世代へ訴求できる啓発素材の充実が必要。
- 高齢男性の孤立や介護問題など、男性が直面している現状をメディアなどを通じた効果的な取り上げ方により普及啓発を行うこと。
- 男性の家事・育児従事時間が増加するよう、マスメディアを活用するなど戦略的な広報・啓発をお願いしたい。
- 若い世代や男性は、殊更に男女共同参画という意識は強くないと思われるため、十分な意識づけが必要である。
- 男性にとっての男女共同参画社会の必要性等について、マスメディアや経済界等と連携しながら、長期的視点から各年代に合わせた必要性について計画的な広報・啓発をお願いしたい。
- 子どもの健やかな成長のためには、父親が母親とともに家庭教育に携わる事が重要であることから、父親が家庭教育に参加できるような社会の後押しが必要。そのための広報や普及啓発を実施すること。

3. メディアの自主的取組の促進（5県）

- メディアとの効果的協働と対極にある性の商品化などを規制するような取組を、計画に取り入れていく必要がある。
- 国として、発信する側の自主規制やルールの確立が適切に行われるよう、行政の立場からメディアへの積極的な情報提供、意識啓発が必要と考える。メディアに対する適切な働きかけが、国民の男女共同参画意識の醸成に重要な役割を果たすこととなる。
- 幅広い層への意識付け、動機付けには、メディアによる影響が非常に大きい。例えば、固定的役割分担意識に沿った男女の描写が頻繁に行われるメディアに対してペナルティーを課したり、メディア業界に対して固定的役割分担意識を解消するような普及啓発を行うよう積極的に働きかけるなど、都道府県単位ではできない一歩踏み込んだ対策を実施すること。
- 「国においてメディア業界に対し女性の人権に配慮した表現とするよう自主的な取組みを働きかけること」を、取組み事項に追加すること。

【国への提案】

(1) 意識の浸透を図るための戦略的な普及啓発の実施

国や地方公共団体の行う男女共同参画社会の実現に向けたイベント等を知らない人の割合は、男女とも6割を超えており（平成21年「男女のライフスタイルに関する意識調査(内閣府)」）、特に若い世代において参加率や認知度が低く、地方メディアを媒体とする啓発は、発信力が限定的であり、期待する効果が上がりにくい状況にある。

男女共同参画の意識やワーク・ライフ・バランスを広く普及するため、世代別、ライフステージ別に、国民の実行動につながるような説得力のあるアプローチを試みるとともに、全国メディアを活用し、戦略的に啓発を実施すること。

(2) 男性に向けた意識啓発の促進

男性の家庭・地域への参画の必要性や同居家族介護者の約3割が男性である現状（平成19年「国民生活基礎調査」）、高齢単身男性の生活保護の保護率（約15%）は高齢単身女性（約8%）よりも高く（平成17年「被保護者全国一斉調査」）、高齢男性の生活自立の困難さや孤立が危惧されるなか、今後65歳以上の単身男性の増加が推計される等、男性が直面している現状を踏まえ、男性に向けてより実感が伴う普及啓発を行うこと。

(3) メディアの自主的取組の促進

男女共同参画社会に関する世論調査(平成21年内閣府発表)では、メディアにおける性・暴力表現について「問題がある」とする者の割合が80.0%に上っている。

こうした状況を踏まえ、情報を発信する側の自主規制やルールの確立が行われるよう、メディアに対し、強く働きかけを行うこと。

6. 新たな論点とすべき事項への提言【18県】

【主な意見】

1. 地域課題解決型実践活動の具体化(11県)

- 他県で、男女共同参画社会づくりに取り組んでいる個人・団体を紹介するなど、相互に違った面から意識啓発ができる仕組みづくりが必要。また、地域課題解決型の実践活動の展開に向けては、モデル事業などを提示し、地域が取り組むきっかけを提供すること。
- 地域の様々な課題を解決するためには、活動団体(男女共同参画、他分野)との連携や地域の特性・実情にあったさまざまな取組が必要であり、活動団体等の現状・課題に関する調査研究や地域活動の取組事例など、地域課題の解決に繋がる情報の提供を行うこと。
- 地域における様々な取組に男女共同参画の視点を根付かせる具体的な取組を計画に明記するとともに、第2ステージへの移行を図るための具体策を提示すること。
- 地域課題解決に向けては、地域リーダー(男女共同参画の視点をもって、地域おこしや課題解決に取り組む人材)養成プログラムの開発や、地域リーダーを対象とした実践的活動につながる研修プログラムの開発が必要。
- 都市部に比べ、地域においては未だに性別による役割分担意識が根強く、社会参画しようとする女性には困難が伴う。都市部から離れた地域において、住民の意識の醸成等男女共同参画に取り組もうとする地域の人材を育成・支援する方策が必要。

2. 生活困難を抱える人々への対応(7県)

- 生活困難者について、第3次計画で、どのような視点で取組みを位置づけるのか、現時点では不明であるが、男女の賃金格差や非正規雇用における女性の割合の高さなどの現状を踏まえて、格差の是正を基本的な視点として、問題をとらえること。
- 経済的困難を抱える相談者に対しては、県事業としては就業に向けた講座やキャリアコンサルタントによるアドバイスなどが限界であり、抜本的な就労対策が必要。
- 男女雇用機会均等法、パートタイム労働法など関係法令の遵守など、男女が平等に働くことができる施策の推進が必要。また、固定的な性別役割分業を前提とした社会保障、社会保険の構造を変えていくことが必要。
- 女性の経済的自立を支援するため、雇用対策の要である国を中心に、地方公共団体、経済団体等と連携した取組とともに、全国的な支援策を講じる必要がある。
- 介護保険制度における低所得者対策として、国においては引き続き低所得者に対する保険料や利用料の負担軽減について、恒久的な制度の拡充に努めるとともに、必要十分な財政

措置を講じること。

○ニート等の若者無業者の職業的自立に向けては、訪問支援等自立支援プログラムや臨床心理士による相談等、自立支援のための大切な方策が地方自治体負担となっているため、現状の地方交付税措置による予算措置を、自治体が自主的に使いやすくするなどの配慮が必要。また、自立支援の継続的かつ横断的連携が円滑になるような実効的なネットワークを推進するためには、個人情報扱いを柔軟にできるような制度設計が必要。

○若年者の就労支援の強化が求められている中、若年者地域連携事業(厚生労働省)予算が削減されるなど、地方自治体の負担が増加している。これまで以上のきめ細かい支援を必要とする状況で、支援体制を維持できるような予算的措置がぜひとも必要。

○ひとり親家庭における養育費確保の問題については、民事執行法の改正等により、養育費についての強制執行手続きの簡便化、差し押さえ上限額の引き上げ等の条件が整いつつあるが、当事者が制度を活用するための支援体制整備(相談体制の強化、家裁等司法機関との連携)についても検討が必要。

○介護サービスの提供や基盤整備に関して、経済危機対策の中で介護職員の処遇改善や介護拠点整備が掲げられているが、この対策後も県及び市町村が地域の実情に応じた特別養護老人ホーム等の施設整備等が可能となるよう財源を確保することが必要である。また、三位一体の改革により一部税源移譲が実施されたものの、十分な税源移譲が行われず特別養護老人ホーム等の施設整備を促進するには、依然として財源が不十分であるため、より一層の税源移譲を早急に実現すること。

【国への提案】

(1) 地域課題解決型実践活動の具体化

地域における男女共同参画推進の今後のあり方として、地域課題解決型の実践活動への移行が必要とされているが、地域活動には、防災・防犯、子育て支援、環境、地域おこし、まちづくり、観光など様々な活動分野にまたがっており、男女共同参画の視点を活かした地域活動のイメージがつかみにくい。そのため、その活動に関係する省庁とも連携し、男女共同参画の視点を活かすべき地域活動の対象を具体的に提示し、地域活動の対象を明確にすること。

また、地域における様々な取組に男女共同参画の視点を根付かせるための具体策の提示や、男女共同参画の視点を持って地域活動に取り組む人材養成のための研修プログラムの開発を行うこと。

(2) 生活困難を抱える人々への対応

生活困難が幅広い層に広がっているが、相対的貧困率は男性に比べて女性が高く、特に高齢単身女性世帯や母子世帯層で高くなっている。出産や育児などにより就業を中断する女性が多いことや、女性の就労は非正規雇用に集中しやすいこと、男性に比べ女性の平均賃金水準が低いことなど、その背景には男女共同参画の問題がある。

生活困難を抱える人々への対応については、こうした男女共同参画の課題を踏まえ対応策を打ち出すこと。